

平成 30 年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等（案）

1 入浴料金統制額の指定

公衆浴場の入浴料金は、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）に基づく統制料金で、都道府県知事が入浴料金の最高限度額を指定する。

統制額の指定に当たっては、東京都公衆浴場対策協議会に検討を依頼し、その意見を聴取しつつ、適正に決定する。

2 入浴料金統制額の算定方式

効率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含む水準に料金を設定する総括原価方式を用いる。

3 入浴料金統制額の算定手順

（1）会計調査対象浴場の選定

都内公衆浴場の中から、使用燃料、排水、用水、入浴料金収入の面で標準的な浴場 40 軒程度を選定する。

（2）会計調査の実施

会計調査対象として選定した公衆浴場の直近 1 年間の決算書、会計帳簿等の調査及び分析を行い、収支科目ごとの平成 29 年平均収支実績表を作成する。

（3）収支推定表の作成

平成 29 年収支実績表を基礎に、それぞれの科目ごとに将来 1 年間の所要額を推定して、平成 30 年収支推定表を作成する。

（4）入浴料金統制額の算定

平成 30 年収支推定表の推定収入と推定費用の過不足額から、入浴料金収入の所要変動率を算出して入浴料金統制額を算定する。